

香川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の「くろまぐろ」について

平成 31 年 3 月 28 日
(第 5 管 理 期 間)

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 国の基本計画により定められたくろまぐろの保存及び管理措置が適切に履行されるよう、本県においてもくろまぐろの漁獲が生じる場合には、必要な漁獲管理の取組を行うこととする。
- 2 こうした取組にあたっては、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告が適切になされるよう、漁業者等の指導を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり、本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに早期是正措置を講じるものとする。

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろの管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりとする。

第1種特定海洋生物	サイズ	期間	知事管理量
くろまぐろ	30 キログラム未満の小型魚 (以下、「小型魚」という。)	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	0.1 トン
	30 キログラム以上の大型魚 (以下、「大型魚」という。)	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	1.0 トン

我が国全体の小型魚あるいは大型魚別の採捕の数量が我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量とする。

第 3 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 本県では、第 2 に示した知事管理数量を遵守するため、必要な保存管理措置を講ずるものとする。ただし、本県では、くろまぐろを目的とした操業は漁船漁業、定置網漁業のいずれにおい

ても営まれていないため、引き続き目的操業は行わないこととし、小型魚又は大型魚を混獲した場合は再放流する。やむを得ず水揚げした場合は2に定める報告体制により速やかに報告を行う。

2 報告体制について

- (1) 各漁業協同組合はくろまぐろの採捕があった場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。なお、報告は漁業者から所属の漁業協同組合に連絡し、漁業協同組合から本県へ連絡するものとし、土日祝祭日、年末年始等においても同様に速やかな連絡が可能となる体制を整備する。
- (2) (1)の報告がなされた場合、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

3 採捕数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超える恐れがあると認める場合として、本県の第2に定める数量の7割を超えた場合は当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) 我が国全体の採捕の数量が我が国全体の小型魚もしくは大型魚別の全国数量の7割を超え、またはそのおそれがあると認めた時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表された際、当該公表がされた時点で本県の(1)による公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該公表を以って本県の(1)の公表とする。

4 早期是正措置について

本県は、前述の採捕の数量の公表後、下記のとおり速やかに法第9条第2項の規定に基づく早期是正措置を管内漁業者等に対し指導するものとする。

くろまぐろを目的とした操業は引続き自粛し、小型魚あるいは大型魚を漁獲した場合はやむを得ない混獲を除き、生存個体は再放流する。

5 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

- (1) 漁業者の取組について周知を図る。
- (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者と同様の指導を行う。この場合、本県は国に対して当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (3) 本県管内の漁業者に対して採捕停止命令を発出した場合には、本県管内の遊漁者に対しても採捕停止命令を発出する。

第4 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 採捕停止命令について

(1) 第2または第3の知事管理量

本県の小型魚の採捕の数量が第2に定める数量の9割を超える時点で、くろまぐろの小型魚について法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。また、本県の大型魚の採捕の数量が第2に定める数量の9割を超える時点で、くろまぐろの大型魚について法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(2) 全国数量

我が国全体の小型魚あるいは大型魚別の採捕の数量が我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。